

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画作成主体の名称

東京都荒川区

2 構造改革特別区域の名称

国際都市「あらかわ」の形成特区

3 構造改革特別区域の範囲

東京都荒川区の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 世界に向けた『首都東京の玄関口』としての役割を果たすまち「あらかわ」

現在、都市再生プロジェクトとして、新東京国際空港では平行滑走路の供用が始まり、また、空港アクセスの利便性の向上として成田新高速鉄道が平成22年度の開業を予定している。この成田新高速鉄道の開業により、日暮里駅は成田空港と36分で直結し、外国人が「東京と初めて出会うまち」となる。

荒川区では、日本を来訪する全ての人々を区を挙げて迎え、国際交流の拠点としての役割を果たせるよう、日暮里駅の総合改善、日暮里駅前地区の再開発に取り組んでいる。

今後は、滞在に必要なサービスや情報などを提供できる機能の集積を図るとともに、区民の誰もが、日本を訪れる外国人を温かく迎える素養を身に付け、国際交流の拠点としての役割を果たせるような「まちづくり」をしていく必要がある。

(2) 外国人とのふれあい豊かなまち「あらかわ」

荒川区には1万2千人以上の外国人が住んでおり、日常から多くの国々の人々とのふれあいにあふれている。

そのため、区が補助金を交付して運営される国際交流協会が中心となって、海外からの留学生や研修生の受け入れ、海外の学校との相互派遣交流、地域に住む外国人との文化交流活動など、国際交流活動を積極的に展開している。

今後は、成田新高速鉄道の開通に伴い、短期的に来訪する人々のみならず、日本を拠点として活動する外国人にとってもふるさととなるような、人の温もりの豊かな「まちづくり」をめざしていく必要がある。

(3) 世界との情報交流の拠点のまち「あらかわ」

荒川区では、区民の誰もがいつでもITの恩恵を享受できるような「ユビキタス社会」の到来を視野に入れ、ITを活用した世界との情報交流を重要視しており、行政や地域生活に積極的に活用していく「IT先進都市」の実現を目指している。

現在、区を挙げて世界との情報交流の拠点として、光ファイバー網の区内全域への敷設を促進するなどの基盤整備を進めており、地域産業や各家庭、行政における業務のIT化を積極的に進めているところである。

今後は、ITを活用して様々な国々へ情報発信したり、情報交換をしたりするなどの国際交流活動を充実させ、世界との情報交流、経済交流の拠点としての国際都市「あらかわ」

かわ」を築き上げて行く。そのためにも、インターネット等による交流を日常的に行えるIT活用能力にあふれた「まちづくり」を進めていく必要がある。

(4) 国際人を育てるまち「あらかわ」

これまで本区の学校教育においては、小学校段階から総合的な学習の時間などを活用し、国際理解教育の一環として、小学校に外国人英語指導員を派遣して英語に親しむ活動や、外国人に慣れ親しむ活動を「フレンドシップ・スクール」として行ってきた。

また、中学校においても、英語の時間に外国人英語指導員を週1時間派遣して、英会話の学習の充実を図ってきた。

今後は、次代の荒川区を担う豊かな国際性を備えた児童・生徒を育てる長期的な視野に立った教育を行い、国際都市「あらかわ」を支える「ひとづくり」を行っていく。

そのためには、英語による実践的なコミュニケーション能力を、児童・生徒の誰もが身に付けなければならない基礎学力とし、義務教育における英語教育の充実を図っていく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

国際都市「あらかわ」の形成に向けて、日本を訪れる世界の人々の活動の拠点としての日暮里地区の再開発や日暮里駅の総合改善を進めていくとともに、情報発信基地としての地域のIT化や地域に住む外国人との交流活動を促進するなどの「まちづくり」をとおして、「首都東京の玄関口」としての役割を果たすことができる。

こうした「まちづくり」を進める中で、最も重要なことは、国際都市「あらかわ」の将来を支える児童・生徒に、今や国際的な共通語となっている英語による実践的なコミュニケーション能力を育成する「ひとづくり」を行っていくことである。

そこで、学校教育において、小学校第1学年から全学年の教育課程に教科として「英語科」を位置づけて、さらに中学校の英語科の時間数の拡充と内容の充実を行い、小・中一貫の英語教育を実施する。

系統的な指導計画のもと、小学校段階から英語教育を積み重ねることにより、義務教育を終えた誰もが英語による実践的なコミュニケーション能力を身につけ、国際都市「あらかわ」の一員としての役割を果たせるようになる。

さらに、本計画の実施により、今後、日本の義務教育段階における英語教育のあるべき方向とその具体的な実施方法についての提案を行うことができるとともに、近い将来行われるであろう英語教育改革の際の先進的なモデルになるものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 特区計画の経済的、社会的効果の面からみた目標

国際都市「あらかわ」を担う「ひとづくり」の効果

今回の申請の認定を受けて、国際人育成チャレンジプラン（特定事業）として、小学校段階からの小・中一貫の英語教育を実施する。

小学校段階から週1回の英語教育を積み上げ、中学校での英語科の時数を拡充することにより、児童・生徒に英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けさせるとともに、次代を担う区民として、世界にむけた首都東京の玄関口としての役割を果たす国際性を身に付けた「ひとづくり」を行う。

さらに、義務教育段階における英語教育のあるべき方向と、その具体的な実施方法を発信する。

国際都市「あらかわ」を形成する「まちづくり」の効果

日暮里地区再開発、成田新高速鉄道の開業に伴う日暮里駅の総合改善により、外国人乗降客や滞在客の増大、日暮里再開発地区での雇用促進を図ることができるなど、世界に向けた首都東京の玄関口としての「まちづくり」を行う。

また、実践的なコミュニケーション能力や国際性を身に付けた子どもたちが、日暮里駅やその周辺をフィールドに、英語による外国人の案内を行うなど、国際都市の「あらかわ」を支える国際交流活動を充実する。

(2) 適用される規制の特例措置

小・中学校の教育課程で編成される教科、授業時数、教育課程の基準については、学校教育法施行規則第24条、同第24条の2、第25条、第53条、第54条、第54条の2に規定されている。

「国際人育成チャレンジプラン」においては、小学校の教育課程に「英語科」を新設するとともに、中学校英語科の時間数の拡大と指導内容の充実をめざしており、これらを実施するためには、上記法令の規定によらない特例措置が必要となる。

特例措置の具体は以下のとおりである。

【小学校】

教育課程に「英語科」を新設し、学習指導要領にあたる荒川区小学校英語教育指導指針を策定して、系統的な指導計画のもとに、第1学年は年間34時間、第2学年以上は年間35時間の英語教育を実施する。

現在ある各教科については、基礎、基本の確実な定着をめざし、「生きる力」の育成をめざす学習指導要領の基本的なねらいをふまえるため、教育法施行規則第24条の2、別表第1に示された時数とした。

新設する「英語科」の時数を1学年では年間34時間、第2学年以上では年間35時間としたのは、毎週1時間の英語学習を6年間積み上げて行くことで、実践的なコミュニケーション能力を確実に身に付けさせるとともに、児童の在校時間や総授業時数との調和を考慮したためである。

第1学年から系統的に「英語科」を実施することにより、日暮里地区再開発が完了し、成田新高速鉄道が開業する平成22年までに、小学校の教育課程を終えた児童全てに「外国人から英語で道を聞かれても英語で答えられる」「自己紹介が英語でできる」など英語で簡単な会話ができる能力を身に付けさせる。

事業推進のために次のような取り組みを行う。

事業推進の環境作り

- ・ 英語教育推進協力者会議を設置（平成14年度）
- ・ 荒川区小学校英語教育指導指針を策定（平成14年度）

研究校による先行実施

- ・ 英語研究校2校（第三日暮里小、第六日暮里小）を指定して、教育課程に「英語科」を新設、第1学年は年間34時間、第2学年以上は年間35時間の英語の授業を実施。（平成15年度）

各校による「英語科」の実施

- ・ 指導指針に基づいた指導計画を作成（平成15年度）
- ・ 全校で教育課程に「英語科」を位置づけ、第1学年は年間34時間、第2学年以上は年間35時間の英語の授業を実施。（平成16年度）

平成22年度達成目標

- ・ 発達段階に応じた英語による実践的なコミュニケーション能力の定着。
- ・ 日暮里駅及び周辺をフィールドに英語による外国人の案内などの交流活動の充実。

【中学校】

英語科の授業時間数を全学年年間105時間から140時間に拡充して英語教育の充実を図るとともに、小学校「英語科」との円滑な接続の在り方についての研究を行い、小・中一貫の英語教育カリキュラムを開発、実施する。

これにより、英語による日常会話能力が定着し、全生徒が英語検定を取得する。また、そのうちの20%程度が英語検定準2級を取得する。

事業推進の環境作り

- ・ 英語教育協力者会議を設置（平成14年度）
- ・ 小・中一貫の英語カリキュラムの検討を開始。（平成16年度）

研究校による先行実施

- ・ 研究校を指定し、年間140時間の英語の授業を実施。（平成16年度）

各校の実施

- ・ 年間140時間の指導計画を作成（平成16年度）
- ・ 年間140時間の英語科の授業を実施（平成17年度）
- ・ 小・中一貫の英語科のカリキュラムを実施（平成20年度）

平成22年度達成目標

- ・ 英語による日常会話能力の定着。
- ・ 中学校第3学年段階で、全生徒が英語検定を取得し、そのうちの20%程度が英語検定準2級を取得。

(3) 関連する事業との相互関連

「ウエルカムタウン＝ニッポリ」プランの推進（関連事業）

首都東京の玄関口としての役割を果たすために、国際都市東京発展の起爆剤として日暮里駅周辺地区の再開発に向けての「まちづくり」検討を進めている。また、成田新高速鉄道の開通に向けて日暮里駅の総合改善を行うことをとおして、国際都市としてのハード面の整備を行い、日本を訪れる外国人の利便性を一層向上させ、日暮里地区の活性化だけでなく東京全域の活性化を図る「まちづくり」を行う。

具体的には次のような取り組みを行う。

日暮里地区再開発

- ・ 日暮里駅交通結節点調査検討会（「まちづくり検討会」）の実施
（平成14、15年度）
- ・ 西地区工事完了（平成17年度）
- ・ 中央・北地区工事完了（平成19年度）

日暮里駅総合改善

- ・ 詳細設計（平成14年度）
- ・ 工事完了（平成21年度）
- ・ 成田新高速鉄道の開業（平成22年度）

日暮里地区再開発、日暮里駅総合改善が完成する時点においては、児童・生徒が、英語による実践的コミュニケーション能力を身に付けることとなり、日暮里駅及び周辺をフィールドに、外国人との英語を通じての交流活動を行うなど、国際交流活動が充実する。

国際交流推進プラン の推進（関連事業）

多くの外国人が住み、日頃から外国人とのふれあう機会に多く恵まれた本区の特性を生かして外国人との交流事業を一層推進する。また、外国人が住みよいまちとしての環境整備を進め、日常的に多くの外国人とふれあうことをとおして、区民の誰もが国際感覚を身につけられるようする「まちづくり」を行う。

具体的には、次のような取り組みを行う。

交流事業の促進

- ・ 外国人留学生（東京外国語大学留学生）との文化交流の推進
- ・ 外国人への日本語教室の充実
- ・ 区内日本語学校との文化交流
- ・ 多言語による外国人受け入れ窓口の開設（平成22年度）

相互交流の促進

- ・ シンガポール小学生の訪問受け入れ、交流学習の促進
- ・ アメリカオレゴン州研修生の受け入れの促進
- ・ フランスエッセン州留学生の受け入れの促進
- ・ オーストリアウイーン市ドナウシュタット区との高校生相互派遣の促進
- ・ 区民の通訳ボランティアの育成（平成16年度）

外国人とふれあう国際交流が促進が図られることで、英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けた児童・生徒が、様々な国際交流活動に関わったり、通訳ボランティアとして積極的に参加したりするなどが可能になり、これらにより国際都市「あらかわ」の交流事業が一層活性化され、世界の人々を受け入れる態勢が整う。

国際交流推進プラン の推進（関連事業）

来るべき「ユビキタス社会」にむけて、区を挙げて地域のIT化を促進するとともに、学校教育においてはITを活用した情報教育の充実を図っていく。このような取り組みをとおして、世界に向けた首都東京の玄関口として使命を果たすことができる情報発信や情報交換が行える拠点としての「まちづくり」を行う。

具体的には次のような取り組みを行う。

地域のIT化促進

- ・ 「IT推進協議会」の設置（平成15年度）
- ・ ITサポートボランティアの育成（平成15年度）
- ・ 地域ポータルサイトの開設（平成15年度）
- ・ 全家庭のブロードバンド化の基盤整備完了（平成17年度）
- ・ 地域全体で活用できる双方向のコミュニティーサイト開設（平成19年度）
- ・ ユビキタス・ネットワークの基盤整備促進（平成22年度）

IT教育の推進

- ・ 校内LAN、光ファイバーの導入促進（平成15年度から）
- ・ 児童、生徒、教員に一人一台のパソコンを配置（平成16年度）
- ・ インターネットを活用した国際交流教育の推進（平成17年度から）

地域のIT基盤整備や学校のIT教育の推進により、インターネット等を通じて英語で世界中の人々とのリアルタイムで交流活動が促進され、児童・生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力が向上し、多くの国々の人々と積極的にかかわろうとする国際性が高められる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 「コンシェルジュ・マインド」の育成による区民の国際性の向上

小・中一貫の英語教育の実施により、荒川区内の児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力が育成される。日暮里地区再開発が完了し、成田新高速鉄道が開業する平成22年を目途に、小学校卒業時には、「外国人に英語で道を聞かれても答えられる」「英語で自己紹介できる」など英語で簡単な会話ができる能力が、中学校卒業時には英語による日常会話能力が定着し、全生徒が英語検定を取得する。さらに全生徒の20%程度が英語検定準2級を取得する。

このことにより、義務教育を終えた全ての区民が、日本を訪れる外国人を温かく迎え、外国人が求める必要な情報を提供し、快適な滞在を助ける「コンシェルジェ・マインド」が向上し、世界に向けての首都東京の玄関口、首都圏交通の結節点としての日暮里地区の活性化が図られる。

特に、区民が英語による実践的なコミュニケーション能力を身につけることは、外国人訪問客の増加が見込まれる国際都市「あらかわ」にとって、大きなビジネス・チャンスを生み出す。

(2) 小・中一貫の英語教育の内容と方法の発信

小学校では、区内全ての学校が、共通の英語教育の目標、内容（指導指針）のもと、全教員が指導に関わる英語教育が確立する。

このような自治体を挙げての、荒川区小学校英語教育指導指針（学習指導要領に当たるもの）の策定、英語教育の内容や指導の方法、英語の指導に関する教員研修の在り方などは、今後全国の小学校の教育課程「英語科」が導入される際の先進的なモデルとなる。

また、小学校英語教育の推進は、新たな英語教材の開発や英語教育に関わる指導員の雇用促進等に繋がる経済的な効果も期待できる。

8 特定事業の名称

構造改革特別区域研究開発学校設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

「ウェルカムタウン＝ニッポリ」プラン
国際交流推進プラン
国際交流推進プラン

別 紙

1 特別事業の名称

番 号 8 0 2
特定事業の名称 構造改革特別区域研究開発学校設置事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

特区内の全小・中学校

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

平成 1 5 年特区認定日から

4 特定事業の内容

- (1) 事業に関与する主体 東京都荒川区
- (2) 事業が行われる区域 東京都荒川区立小・中学校全校
- (3) 事業の実施期間 平成 2 2 年度に事業についての評価・見直しを実施

(4) 事業内容

実施内容

【小学校】

- ・ 第 1 学年から全学年の教育課程に、「英語科」を新設し、第 1 学年は年間 3 4 時間、第 2 学年以上は年間 3 5 時間設定する。(平成 1 6 年度全校実施)
- ・ 荒川区小学校英語教育指導指針に基づき、系統的な指導計画のもと、学級担任が中心となって、英語教材と外国人指導員を活用して授業を行う。

【中学校】

- ・ 英語科の授業時間数を全学年年間 1 0 5 時間から 1 4 0 時間に拡充する。
(平成 1 7 年度全校実施)
 - ・ 小・中一貫の英語科カリキュラムを実施する。(平成 2 0 年度)
- 事業推進の環境作り
- ・ 事業推進の環境作りを具体的に行うために、英語教育を専門とした者で構成する協力者会議を設置する。(平成 1 4 年度から平成 1 7 年度まで)
 - ・ 小学校英語教育の基本的な考え方を示した、学習指導要領にあたる荒川区小学校英語教育指導指針を策定する。(平成 1 4 年度)
 - ・ 小学校研究校 2 校(第三日暮里小、第六日暮里小)を指定して先行実施する。
(平成 1 5 年度)
 - ・ 中学校研究校を指定して先行実施する。(平成 1 6 年度)
 - ・ 小・中一貫の英語科カリキュラムの検討を開始する。(平成 1 6 年度)

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の必要性

今や国際的な共通語となっている英語によるコミュニケーション能力を身に付けてい

くことは、経済・社会のグローバル化が進む中、将来に日本を担う児童・生徒にとって今後ますます必要になる。

この能力の育成には、音声から言葉を身に付ける最も適した時期である小学校段階から中学校までの一貫した英語教育が効果的である。

そこで、本事業においては、小学校の第1学年から全学年の教育課程に「英語科」を新設し、学習指導要領にかわる荒川区小学校英語教育指導指針に即した系統的な指導計画のもとに、全ての小学校において英語教育を行うとともに、中学校の英語科の時間数を拡充し内容を充実させて、小学校英語教育との円滑な接続を図っていく。

こうした、小・中一貫の英語教育を行うためには、学習指導要領の枠を超えた特例措置が不可欠である。

(2) 法的根拠

本事業は、特区内の全ての小・中学校の児童・生徒を対象としており、教育の機会均等を示した憲法第26条を踏まえている。

本事業は、英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けることを通して、児童・生徒に、世界の人々とともに国際社会に生き抜いていく力を身に付けることを目指しており、教育の目的である人格の完成を示した教育基本法第1条を踏まえている。

本事業は、経済・社会のグローバル化が進む背景のもと、児童・生徒の心身の発達に応じた教育内容であり、小・中学校の教育の目的、目標を示した学校教育法第17条、同第18条、同第35条、同第36条を踏まえている。

(3) 取組の期間等

本計画の実施する期間は、平成15年特区認定日から平成22年度までとする。

平成22年度以降は、さらに事業を発展させるための取り組みを別途行う。

(4) 教育課程の基準によらない部分

【小学校】

全学年に「英語科」を設定すること。

第1学年は年間34時間、第2学年は年間35時間、現在の授業時数に加えて、「英語科」を設ける。

第3学年以上は、年間35時間の「英語科」を設定し、総合的な学習の時間は現行の年間105時間から110時間を年間70時間から75時間とする。

	各教科の授業時数										道徳	特別活動	総合的な学習の時間	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育	英語				
第1学年	272		114		102	68	68		90	34	34	34		816
第2学年	280		155		105	70	70		90	35	35	35		875
第3学年	235	70	150	70		60	60		90	35	35	35	70	910
第4学年	235	85	150	90		60	60		90	35	35	35	70	945
第5学年	180	90	150	95		50	50	60	90	35	35	35	75	945
第6学年	175	100	150	95		50	50	55	90	35	35	35	75	945
計	1377	345	869	350	207	358	358	115	540	209	209	209	290	5436 (69)

英語科は、児童の発達段階や実態等にも配慮し、実践的なコミュニケーション能力を育てるために最も効果的な時間割を組むとともに、したがって、週1回の45分の授業は、15分×3回/週などのモジュールを活用するなどの時間割を工夫する。

【中学校】

英語科の時間数を各学年140時間とし、総合的な学習の時間は、第1学年35時間から65時間、第2学年は35時間から70時間、第3学年は35時間から95時間とする。

	必修教科の授業時数										道徳	特別活動	選択教科等	学総合的 習合的 の時間	総授業 時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭	英語						
第1学年	140	105	105	105	45	45	90	70	140	35	35	0 ～ 30	35 ～ 65	980	
第2学年	105	105	105	105	35	35	90	70	140	35	35	50 ～ 85	35 ～ 70	980	
第3学年	105	85	105	80	35	35	90	35	140	35	35	105 ～ 165	35 ～ 95	980	
計	350	295	315	290	115	115	270	175	420	105	105	385		2940	